

会 議 の 要 旨

会議の名称	第 13 回川越市介護保険事業計画等審議会
開催日時	平成 29 年 11 月 6 日（月） 午後 2 時 30 分 開会 ・ 午後 4 時 00 分 閉会
開催場所	川越市保健所大会議室（2 階）
議長氏名	会長 齊藤 正身
出席委員氏名	栗原委員、小高委員、伊藤委員、桐野委員、今野委員、宮山委員、 萩原委員、橋本委員、荻野委員、長峰委員、船津委員、米原委員、 横田委員、若海委員
欠席委員氏名	岸委員、藤林委員、小林（勝）委員、芝波田委員、原委員、 小林（宣）委員、矢代委員
事務局職員氏名	健康づくり支援課：嶋崎課長、佐藤副主任 高齢者いきがい課：淵名課長、宮下副課長、真坂主任 介護保険課：小高副部長、今井副課長、鍛冶副主任 地域包括ケア推進課：福原参事、三佐崎副課長、佐藤主幹、福島副主任 門倉主査
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 報告 （1） 第 12 回川越市介護保険事業計画等審議会について 4 議事 （1） 次期すこやかプラン・川越「第 4 章具体的な施策の展開」について 基本目標 7 介護サービスの充実 （2） 介護保険事業等の給付見込み（案）について （3） 次期すこやかプラン・川越 第 4 章具体的な施策の展開（案） （基本目標 1 から基本目標 6） （4） 次期すこやかプラン・川越（案） （第 1 章から第 3 章及び第 6 章） 5 その他 6 閉会
配布資料	1 次第 2 第 12 回川越市介護保険事業計画等審議会議事録…資料 1 3 次期すこやかプラン・川越「第 4 章具体的な施策の展開について …資料 2-1、2-2、（当日資料）資料 2-3、2-4 4 川越市の人口・認定者数・介護（予防）サービス等の推移と今後の 見込…資料 3、資料 3 参考資料 5 次期すこやかプラン・川越 第 4 章具体的な施策の展開（案） …資料 4、資料 4 参考、（当日資料）資料 4 参考②

## 議事の経過

### 1 開会

### 2 挨拶

会長による開会の挨拶

### 3 報告

(1) 第 12 回川越市介護保険事業計画等審議会について

事務局より、資料 1 を用いて報告

### 4 議事

(1) 次期すこやかプラン・川越「第 4 章具体的な施策の展開」について

事務局より、基本目標 7 介護サービスの充実

資料 2-1、2-2、2-3、2-4 を用いて説明

#### (委員)

資料 2-1 方向性の施策 2 の計画期間中に特に推進する取組で、特別養護老人ホームの整備とあるが、以前配布された資料を確認すると、特別養護老人ホームの整備に対する補助額がだんだん少なくなっているように見受けられる。これは新築が少なくなってきた、増築や改築が増えてきているということだろうか。もう一点、同じ施策 2 の取組の中で、地域密着型サービスの整備を進めるために、他のサービスと複合化した整備等を検討するとあるが、この複合化したとはどのようなものを考えているのか。

#### (事務局)

整備数と補助金の関係について、特別養護老人ホームに関しては、整備が約 2 か年に渡るころから、補助金についても 2 か年に渡って交付している状況である。このことから、資料にある整備数と補助金の数値のずれが生じているが、補助金額については変わっていない。地域密着型サービスの他のサービスとの複合化した整備については、これまでは地域密着型サービスの整備については単体で公募をしてきたが、なかなか整備が進まない状況があることから、第 7 期については 2 つのサービスを併設するような整備を図っていきたいと考えている。具体的には、昨年度に整備されたような小規模多機能型居宅介護とグループホームのように併設したサービスを募集することによって整備を図っていきたいというようなイメージである。

#### (委員)

資料 2-1 現状と課題の施策 1 に、突発的な監査に対応する必要があると書かれているが、これでは主体性が感じられない。監査は国や県だけではなく、市が行う監査もあると思うので、対応するという言葉ではなく、例えば、適正な運用を確認するため緊急的な監査の必要性があることから、監査体制の強化といったような主体性のあるような表現の方がよいと思う。二点目は、現状と課題の施策 2 で、地域密着型サービスが採算性の面から参入が難しいという現状分析の結果、方向性の方でいきなり公募条件の見直しという言葉が来てしまっている。そして計画期間中に特に推進する取組で、他のサービスとの複合化した整備等を検討というような段階になって、他のサービスとの複合化というような公募条件の見直しを行なうという理解に繋がるかたちとなっている。これは、取組に書かれている部分を施策 2 の文中に入れて、他のサービスと複合化した整備によって採算性の改善を検討するとかという表現にして、推進する取組として、公募条件の見直し等を検討するとした方が文章としてわかりやすいと思う。

#### (事務局)

施策 1 の突発的な監査に対応は、おそらく特別監査といった事故があった時のようなことを想定していると思われるが調整させていただく。現在も実地指導のような計画的に行うものは主体的に行っているが、そうでないものにも常に対応していくような体制を組まなくてはならないといったニュアンスを込めた記述だと思うが、ご指摘のあったとおり、どのような監査であっても市が主体的に取り組むということはこの施策に反映させていきたいと思う。施策 2 の文章については、どちらの書き方がより適切かということを検討させていただく。

#### (会長)

施策 2 の文章については、現在、国の介護給付費分科会で報酬を取りやすくするためにはどうしたらいいかなど議論の最中であることから、とりあえずは今のかたちでいって、結果を見てから判断してはどうか。

#### (委員)

採算性の面と公募条件の見直しの関連がこの文章だけではわかりづらく、公募条件を変えることによって、何で採算性が改善されるのか理解ができなかったので発言させてもらった。

#### (事務局)

意図が表現できるようにさせていただく。

#### (委員)

施策 4 の介護相談員派遣事業にある介護相談員とはどういう方を指しているのか。

### (事務局)

介護相談員は、市内の特別養護老人ホーム等に出向き、入所されている方の話し相手になることで、施設に直接言えないような話を聞いたりするなどし、円滑にサービスが受けられるように橋渡しをするようなかたちで、どちらかと言うと有償ボランティアに近い方である。介護相談員の募集に手を挙げていただいた方を市で選ばせていただいて、介護相談員を養成する機関で研修を受けたり、フィールドワークしていただいた方を市で登録している。介護相談員は聞いた話を施設側に伝えることで改善につながるようなことも行っており、施設側も利用者から直接言ってもらえないことを介護相談員から聞いて参考にするなどしている。現在、介護相談員は6名だが、施設に調査をすると来ていただきたいという回答があることから、多くの施設に派遣できるようにしていきたいと考えている。

### (委員)

資料2-1 施策3の計画期間中に特に推進する取組の、介護給付費通知書の発送について、資料2-2で効果があるかどうかについては直接的に把握できないとある。そもそも介護サービスを利用されている方は、それぞれの事業所から利用の請求書のようなものを発行されていると思うので、効果を把握できない状況でこれをやる必要性はないのではないかと思うがいかがか。

### (事務局)

みなさんも医療保険で給付費通知というものを受け取っていると思う。これは、医療機関に払ったお金はいくらで、保険が払った金額がいくらといただくことによって、自分が使った分を確認するという意味と、自分がもらっている領収証と同じかどうかを確認するという意味もあると思うが、介護給付費通知も同様のものである。これによって事業所の方にチェックしているということがわかるということもあると思う。効果が把握できないところは、フォローする意味で、給付費通知をもらって何かが確認できたかという調査はなかなかできないので、受け取った方が良かったかどうかまでは把握できないということである。しかし、介護給付適正化として位置付けられていることから、通知することによって適正な給付、あるいは利用者側も随分使ったなという感覚を持ってもらうところもあると思うので、具体的な効果を確認することは難しいが、広い意味では様々な面で効果はあると考える。

### (会長)

これは、川越市だけで行っているものではないのだろう。

### (事務局)

埼玉県の場合は、審査支払を行なっている国保連の方で通知の作成と封入までしてくれており、市は発送のみ行なっている。

**(会長)**

複数の事業所を利用されている方もいらっしゃるので、まとめて確認できるものも必要だろう。

**(委員)**

資料2-1 施策5の方向性で、介護サービス利用負担額支給制度について、真にサービスが必要な人にと書いてあるが、この表現でいいのか気になる。今この支給を受けている方というのは、サービスが必要な人なので、その中でさらにということなのか、その辺をどのように考えてこういう方向なのかお聞きしたい。

**(事務局)**

これは市の独自事業としての利用助成制度だが、スタートした当初は2、3千万円であったものが15年程経過した現在は1億円を超えたという状況で、数年前にも見直すべきだという外部評価をもらった経緯もある。ただ、この事業は定着もしており意義があるということで、何とか継続ということで予算を確保して今のやり方に至っているが、さすがに1億円を超えると財政サイドの方も大分厳しい状況になっているので、増えないまでも何とか現状維持ができる方法はないかということである。表現としてサービスが真に必要な方というのは、このサービスというのが書き方が悪くて申し訳ないが、要するにこの助成が真に必要な方、事業としてはサービスを使いたい方が使えないといけないからそういった方に対する助成という意味で介護サービス自体が必要な方というのもあるし、この助成がその人にとって効果的なものであるという意味での真に必要なといったものもあるので、この辺は文言を整理させていただく。いずれにしても、対象である非課税世帯も非常に幅が広く、サービス利用に関しても施設サービスから在宅までいろいろなサービスがある中で、どこにスポットを当てていくか、どこを一番手厚くすべきかというあたりを検討させていただいた上で見直しの案を出したいと考えている。他市の例では、元々、施設サービスについては補足給付として食事と宿泊に関する部分に対して既に助成があることから、在宅サービスを利用している方よりも手厚い制度になっていることを考えると、もっと在宅に特化してもいいのではないかと言う意味合いを持っているところもあるので、その辺を考慮に入れながら検討させていただきたい。

**(会長)**

この部分は、今説明のあったような書き方をしてもらえればと思うので、少し文言を整理した方がいいだろう。

他に意見はあるか。

**(全委員)**

なし。

**(会長)**

数の問題とかは少しこれから微調整が必要なことも出てくると思うので、その都度ご相談しながら進めていくことになると思う。先々、数の問題で、2025年まではいいかもしれないが、その後のことを考えていくと、へたに施設を増やすと空気がたくさん出てくる可能性は目に見えている。今必要だからとどんどん整備していても20年後は大変なことになるということも理解して数は考えなければいけないと思う。

基本目標7の介護サービスの充実については、これで意見はいただいたということにさせていただきます。

**(2) 介護保険事業等の給付見込み(案)について**

事務局より、資料3、資料3参考資料を用いて説明

**(会長)**

今の説明によると、見込量は状況によって変わってくるということか。

**(事務局)**

見込量の推計の基礎となる給付実績について、平成29年度分はまだ2ヶ月分しか反映していないため、今後実績値が増えていくことによって見込量も変化していくことが考えられる。

**(会長)**

まだ給付費の具体的なところまではいかないが、それを算出するにあたっての基本的なデータの説明であったと思う。

**(事務局)**

給付費が増える要素としては、介護離職等の受け皿を用意するために施設サービスを増やすということになると給付費は増える方向へ向かっていく。もう一つ、医療計画との関係で、医療の方から在宅へ移行する方々が介護保険の対象となってくるので、そういった方が増えれば増となる。今回示している数字が増える要素とすればそういったものが出てくるだろうと思う。あとはこのまま増えてしまっはという部分で、抑制できるような施策を反映させるかたちで抑えていくかというところを、どこで見込むかといったところが今後のポイントだと考える。

**(会長)**

介護保険を使わないで済むようにということと、重度化しないようにということだろう。要介護1、2の人たちが要介護3になる確率は結構高い。今までは軽度の人と中重度の人のところばかりに目が行っていたが、実はこの真ん中の要介護1、2の人たちが悪くならないよ

うにというところに手を打っていかないと、そこが要介護3以上になると施設入所の可能性も高まるし、在宅でも費用がかさむというのでも出てくるのかもしれない。そういう人たちが自立できるように支援していこうというのが、国の新しい施策として出てきている状況である。

意見がないようなので、次回に具体的なデータが出てきた時にまた意見を伺えればと思う。

(3) 次期すこやかプラン・川越 第4章具体的な施策の展開(案)  
事務局より、資料4、資料4参考、資料4参考②を用いて説明

(会長)

全面的に変更した地域ケア会議の推進については、一度読んだ方が良いのではないか。

(事務局)

資料4の地域ケア会議の推進について説明。

(会長)

この地域ケア会議については、絵などがないと理解が難しいだろう。空いているスペースもあるので、文章だけではなく絵や図などで見てすぐわかるような工夫も必要だろう。

(事務局)

以前の文章がわかりにくかったため、方向性を変えずに文章を整理させていただいたが、ご指摘のとおり、絵や図を入れるかたちで進めさせていただく。

(会長)

この地域ケア会議に限らず、そういう風に表現できるものがある場合は是非そうしてほしい。

(委員)

資料4の31ページの説明がよく分からなかったので、もう一度説明してほしい。

(事務局)

介護者支援についての記載部分でよろしいか。

(委員)

はい。

**(事務局)**

このところについては、介護者支援についての部分が弱いのではないかという意見をいただいたところで、それについて、例えば認知症については家族介護教室などフォローの部分が具体的に書いているところがあるが、全体を通じての介護者支援という部分をどの辺に入れていったらいいかという検討の中で、目標5の全体を表したところに介護者の不安や負担軽減を図るためにもという文言を入れて、全体を通じて介護者支援をしていこうというかたちで表現したところである。

**(会長)**

その部分に地域住民が支援するという文言は必要ないのだろうか。地域ぐるみで支援していくという文言が必要な気がするので、そういった文言を加えられないか検討してほしい。

**(委員)**

高齢者にやさしいまちづくりのところで、高齢者全般を対象とした交通関係のことが触れている。改正道路交通法の実施後に行った調査だと思われるが、ドライバーの中に認知症の恐れのある人が3万人くらいおり、免許証を返納した人も相当な数に達しているという調査結果が警察庁から公表された。この免許証を返納された方が外出など、日常生活に困らないような交通手段の確保がとても大事になってくると思われる。また、高齢者が安心して免許証を返納しやすい環境づくりも大事だと思うので、高齢者にやさしいまちづくりの中に、そういった人にも追い風になるような文言が含まれるといいなと思うので検討していただければと思う。

**(会長)**

具体的にはどういった文言を入れればいいのか。

**(事務局)**

免許返納に関することでは、防犯交通安全課と警察の方と話をしている中で、川越警察署に免許返納された方には地域包括支援センターのパンフレットを渡すといった部分で協力している状況である。具体的に免許返納された方の交通の便については、その部分にしぼって書き込むというのは現状では厳しく、全体としての移動支援という中で、シャトルやデマンド型交通といったところを広く検討していくことになる。

**(会長)**

既に具体的なアイデアがあればよいが、現時点では新たにそういった人たちに対する文言を加えるのは難しいと思う。そういった人たちも含めて全体としてシステムをつくっていくということをここでは表現しているということだと思うので、ご理解いただければと思う。まだ気づくところがきっと出てくると思うので、次回、まだその次でもいいのでご意見



をいただければと思う。

(4) 次期すこやかプラン・川越(案)(第1章から第3章及び第6章)  
事務局より、資料5①、5②を用いて説明

(委員)

資料5②の計画の推進体制で、PDCAを行うとなっているが、年1回で足りるのだろうか。7つある基本目標をやるのに2、3回はかかると思うが、年1回でこれをやるのは難しいと思うがいかがか。

(会長)

介護保険事業計画の1期が3年間あるので、3回見直すということではないのか。

(事務局)

この年1回というのは、会議等で何かをするのが1回ということではなくて、サイクルの中で評価をするのが年1回ということである。評価されたものについて、それがどういうものだったかということの議論や分析については何回かに分けて行うことになると思う。サイクルとして、年に1回は評価するというで理解してもらえればと思う。

(会長)

第6期の事業計画にはこれがなかったもので、少なくとも毎年は見直す必要があるだろうということからこうなったと思う。

(事務局)

PDCAのアクションということで、計画の期間中であっても軌道修正などはそのタイミングで行っていくということである。また、今回の法改正で様々なデータを国へ提出することが義務付けられており、必然的にデータの分析は必須となる状況である。

(委員)

計画書に掲載されるアンケート結果を見ていて思ったのだが、資料4参考②の第7期計画における基本目標ごとの目標一覧とアンケートを見比べると、目標一覧は事業を実施する側の目標となっている。アンケートとリンクできる部分、例えば何年後に同じ調査をすることが前提となるが、介護予防であれば健康リスクのある高齢者の割合とかのパーセンテージなどが目標に入っていると、実際この事業をやってどうだったか、このアンケートに対してどうだったかというのが見えてきて、次に計画を策定する時に比較する対象ができ、客観的に、市民目線で数字が見えていいのかなと思うがいかがか。

**(事務局)**

具体的にアンケートの数字などを目標の部分に入れるということだろうか。

**(委員)**

ここの基本目標1から6までの数値目標として、例えば、介護予防サポーター養成講座の修了者数で783人を1300人にするといったように、アンケートの目標というか、資料4参考②に書かれている目標は事業を実施する側の目標であって、アンケート、こっちは市民の側の声というか実態だと思うので、この実態がどうなるのかという多少目標というか、リンクする部分は事業の目標としてあっていいと思う。

**(会長)**

データを増やすということだろうか。取っていないデータでは仕方がないと思うが、取っているデータがあるのか。

**(委員)**

データを増やすというか、例えば認知症施策の推進とかの中での目標としてアンケートとリンクする部分で、認知症リスクのある高齢者の割合が、この実態調査だと全体で42.1パーセントとなっているが、この目標が40パーセントとか、何か数値として設定できるかというと思う。

**(事務局)**

P D C Aを回すときの指標の設定において、つつい活動指標、アウトプットは図りやすいので、そこを中心に考えてしまうが、成果ということになると受け手側があるという意見だと思う。とはいえ、図れないといけないというのが指標設定の難しさで、総合計画でも市民意識調査の中で、何とかと答えた人の割合というのを指標にしているものもあつたりするが、これは毎年調査があるということが前提であることから、毎年これを回していくということでその割合をもって目標とするという設定である。今回の場合は、データが取れるものというのを優先的に考えたところもあるが、何回開催しましたでは不十分であることから、参加者数を指標にすることで、参加してくれるということは参加される方の動きであることから、それに呼応してくれたということで成果だというようなかたちである。もっと踏み込んでいいのではという意見もあると思うが、現段階でカウントできる指標としてはこういったものとなるため、検討はさせていただくが、現時点ではこういうかたちで考えている。

**(会長)**

よろしいか。

**(委員)**

はい。

**(会長)**

他に意見はあるか。大体よろしいか。

**(全委員)**

はい。

**(事務局)**

議事を戻すようで申し訳ないが、資料2-1に関して、本日欠席の委員から4点の意見等をいただいている。4点のうち2点は本日の会議中に質問があった内容と重複しているため説明は省かせていただく。

一点は、情報発信のところで、具体的に新しいものとしてどのようなものを考えているのか、具体的にあるのかというような質問であった。新たな手段として、現時点でこういったものがありますというようなものはないが、ホームページひとつにしても、今は混在していて事業者向けなのか利用者向けなのかわかりにくいものとなっている。事業者には事業者の特化したようなかたちで情報が上手く伝わるように、市民には市民にといったように、同じホームページでもやり方を変えようという話と、ホームページになかなかアクセスできない人もいるので、出前講座、ある意味説明会のような直接会って何かを伝える方法も情報伝達手段としては確実な方法としてあるので、そういったものも考えていければと思う。

もう一点、資料2-2の施策3、介護給付の適正化のところでケアプランの点検がある。ここには実績として毎年度30回60件という記載となっているが、ケアプランを必要とする認定者は1万人くらいなので、そうするとケアプランの点検は1万となるが、この件数はどう解釈すればいいのかということと、これは事業者を指導していくようなことなのかとの質問であった。ここにある件数は一つひとつのケアプランのチェックではなくて、ケアプランを作成する事業者に対してケアプランの作成指導を行うことをメインにやっている事業で、30回というのは2年間で居宅介護支援事業所の全事業所に1回はそのチェックの場に来てもらうということでの回数で、1回開催する際に2件ずつやるので60件となっているということである。ケアプランを作成している人に対して、定期的に指導を行うというような事業であると理解してもらえればと思う。

5 その他

**(事務局)**

次回の審議会は、11月20日の月曜日、午後2時30分から川越市保健所大会議室で開催する。

6 閉会

